

国立研究開発法人国立環境研究所研究生受入規程

平成13年4月1日規程第16号

平成24年2月28日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学若しくは高等専門学校等（以下「大学等」という。）の学生若しくは大学院生又は大学所属研究生が、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において、研究所の研究系職員の指導のもとに研究を行おうとするときの受入承認申請、災害の補償、研究成果の報告等に関し、必要な事項を定めるものである。

(研究生受入承認申請)

第2条 研究所において、研究所の研究系職員の指導のもとに研究を行おうとする大学等の学生若しくは大学院生又は大学所属研究生（以下「研究生」という。）が所属する大学等（以下「所属機関」という。）の代表者は、年度毎に、理事長に対し、研究生としての受入れの申請（様式1による。）を行い、承認（様式2による。）を受けなければならない。

2 前項の申請は、前項の研究系職員が所属する研究センター又は福島支部の長（以下、この規程においては「ユニット長」という。）を通じて行わなければならない。

3 前項のユニット長は、第1項の申請にあわせて、当該申請の対象となる学生等（次条において「受入希望者」という。）が行おうとする研究に係わる研究指導計画書（様式3による。）を提出しなければならない。

(研究生指導研究系職員)

第3条 前条第3項のユニット長は、同項の研究指導計画書に受入希望者が行おうとする研究を直接指導させる研究系職員の職員番号及び氏名を記載しなければならない。

2 前項の研究系職員は、室長又は主席研究員以上の職にある者（以下「研究生指導主任研究系職員」という。）及び研究生指導主任研究系職員の指揮の下で研究生を指導する主任研究員又は研究員（以下「研究生指導研究系職員」という。）とする。ただし、研究生指導研究系職員がいない場合は、研究指導計画書に記載しなくてもよい。

3 研究生指導主任研究系職員および研究生指導研究系職員は、研究生の所属機関の大学教員と連絡を密に取りつつ研究指導を行わなければならない。また、研究生に事故が起きないように十分注意しなければならない。

(研究指導計画の変更)

第4条 第2条第3項の研究指導計画書に記載された事項の変更が必要になったときは、当該変更の是非について、研究生、その所属機関の指導教員、研究生指導主任研究系職員及びそのユニット長が合意の上で第2条第1項の申請をやり直さなければならない。

2 所属機関の代表者は、研究指導計画書の記載事項のうち、研究の期間のみの変更の場合であって、当該期間が属する年度内における延長であるときは、延長承認申請（様式4による。）を行うことができる。

3 理事長は前項の申請内容が適正であると認めるときは、第1項の申請を不要として研究指導計画書の変更を認めるものとする。

(規則等の遵守)

第5条 研究生は、研究所において研究を行おうとするときは、研究所、研究生指導主任研究系職員及び研究生指導研究系職員の指示並びに法令及び研究所の規程その他の定めに従わな

なければならない。

- 2 研究生は、研究所の施設、備品等（以下「施設等」という。）を使用することについて、研究生指導主任研究系職員の了解を得なければならない。
- 3 研究生は、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）又は著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上の権利の確保が行われているものを除いて、研究を通じて知ることのできたすべての秘密について、研究の期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。
- 4 研究生は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有する物品を、許可無く研究所外に持ち出してはならない。

（災害の補償）

第 6 条 研究生中に生じた事故等による災害の補償に関しては、それぞれの研究生の所属機関において措置しなければならない。

（研究施設等の損傷に対する賠償）

第 7 条 研究生の責に帰すべき事由により研究所の施設等に損傷を与えたときは、所属機関及び本人が連帯してその損害を賠償しなければならない。

（研究成果の報告）

第 8 条 研究生は、研究を了し、若しくは中止し、又は研究期間が満了したときは、遅滞なくその研究成果の報告書（様式 5 による。）を理事長に提出しなければならない。

（研究成果の公表）

第 9 条 研究生が研究で得られた研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ研究生指導主任研究系職員の了解を得なければならない。

（知的財産の取扱い）

第 10 条 研究所と研究生又は研究生の所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、研究生が研究所における調査研究の過程又は結果として作製又は取得した知的財産の取扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程に基づくものとする。

附則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 16 年 2 月 5 日）

この改正は、平成 16 年 2 月 5 日から施行する。

改正附則（平成 18 年 3 月 31 日）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 19 年 3 月 31 日）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 23 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 24 年 2 月 28 日）

この規程は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

改正附則（平成 27 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 28 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

研 究 生 受 入 申 請 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

下記により、貴所において研究を実施したいので受入れの承認を申請します。なお、（研究生受入申請対象者氏名）が貴研究所において研究を行うこととなった際は、国立研究開発法人国立環境研究所研究生受入規程など貴研究所における規則等を遵守させることを誓約します。

所 在 地

大学等名称

代表者役職名及び氏名

印

記

1. 申請理由
2. 希望する研究課題名
3. 研究生受入申請対象者の氏名
4. 研究生受入申請対象者の生年月日及び満年齢 年 月 日（満 才）
5. 希望する研究の期間（注） 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
6. 大学等の指導教員の職名・氏名・連絡先
7. 添付書類
 - （1）研究生受入申請対象者の履歴書
 - （2）誓約書（別紙様式による）
 - （3）研究中に生じた事故等による災害を補償する保険に加入していることを証する書面

（注）単年度以内でなければならない。

別紙

誓 約 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

貴研究所において研究を行うこととなった際は、法令及び国立研究開発法人国立環境研究所研究生受入規程など貴研究所における規則等を遵守することを誓約します。

住所

氏名（研究生受入申請対象者）

印

様式 2

国環研第 号
平成 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇 殿

国立研究開発法人国立環境研究所
理 事 長 〇 〇 〇

研究生承認申請について（回答）

平成〇年〇月〇日付で申請のありました下記の者に係る標記については、申請に基づき下記
期間研究生として受け入れることを承認します。

記

研究生氏名

研 究 期 間

様式 4

研究生受入期間延長申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

所在地

大学等名

代表者役職名及び氏名

印

平成 年 月 日付け国環研第 号をもって承認された研究生の受入期間について、下記のとおり延長を申請致します。

記

1. 研究課題

2. 研究生の氏名

3. 研究の延長を希望する期間

4. 期間延長を希望する理由

様式 5

研 究 成 果 報 告 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

研究生氏名

印

1. 研 究 課 題

2. 研 究 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3. 主な研究実施場所

4. 研究生指導主任研究系職員および研究生指導研究系職員の氏名

5. 研 究 結 果